

本県における分権推進のための課題解決の方向性について【総合政策室】

発言者		発言内容（要旨）	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
地方分権改革への取組みのあり方について			
1	相原委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも地方分権は、国家にとってどういう意味があるのか、どうすれば国際競争力のあるい国になるのかの視点と、国内の制度疲労で地方の独創性や活力が低下しているのではないかとこの2つの視点から検討が必要である。</li> <li>江戸時代の分権型社会において、藩財政を確保するため地域は独自の発展をしたが、明治維新以降、欧米を追い越すために中央集権の下で近代化を進めた。こうした背景を踏まえれば、今後、中央集権と地方分権のバランスをとりながら、日本の国家のためにもなる地方分権を推進していくべきである。</li> </ul>	<p>【 1について】</p> <p>相原委員の発言内容には同感であり、「地方分権とは」の根幹をなすものである。私が申すまでもなく、地方が自律するためには、「自治行政権」、「自治財政権」、「自治立法権」の確立が必須です。この三権が同時に確立できるよう、国に要望及び提言等で強く要望する必要があります。（大槌町）</p> <p>【 2について】</p> <p>地方分権の進展が住民の生活にどのような変化をもたらすかについて住民に周知し、理解を得ることは重要である。（雫石町）</p> <p>地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落等の問題に対応するためには合併する否にかかわらず、地方の自立が必要であり、その地域の中で安心して暮らしていける、いわゆる生活の自立も含めて地方分権のあり方を考える必要がある。</p> <p>それを具体的に進めるために、集落の再生も含めて国は取り組んでいただきたい。自治体を形上統合して自治体が良くなると思えない。自治体は、それぞれの集落という小さな自治組織（コミュニティ組織）がつながりあって構成されている組織であり、生き物であることを念頭において取り組んでもらいたい。（川井村）</p> <p>【 3について】</p> <p>地方分権の入り口での議論不足は同感である。自立の必要性は感じているものの、住民も職員も「なぜ地方分権なのか」「どう取り組まなければならないのか」の理解が不足している。それは、今進めている分権が本当に住民のためになるのかという疑問があるからと感じている。職員についても、分権の意義を理解しないことには、ただ仕事だけが増えて、一番大事な町づくりに専念できないという異常な状態にもなりかねない。</p> <p>自治体間の温度差ということも考えれば、県においても説明をするというスタンスではなく、もっと職員や地域住民とひざを交えた話し合いをして、分権推進の意義を共通理解できるようにすることが必要ではないか。（西和賀町）</p> <p>【全般について】</p> <p>中央に労働力やお金が吸い上げられたことにより、市町村の体力の低下（地域力の低下）を招き、結果として格差が広がった。さらに、それらを要因とした「限界集落」の問題が、今後の地方自治体の行方を左右する大きな課題になることは確実である。</p> <p>今、地方分権や市町村合併の進展に伴い、地域コミュニティの再生が重要視されつつある。しかし、コミュニティの再生にも限界があり、その最たるものが、まさに「限界集落」である。</p> <p>先祖代々、畑や山を守り地球環境の保全に貢献してきた農山村の住民。その住民が限界集落の問題に直面している。この限界集落の問題に、どう対処していくのか、この問題は、決して一市町村だけの問題ではないと認識している。分権推進に当たっては通れない大きな課題である。（岩泉町）</p>
	政策調査監	知事会としても、平成19年5月に地方分権推進特別委員会に国と地方のあり方小委員会（委員長、山田京都府知事）を設置し、21世紀にあるべき地方分権改革について議論を重ねているところであり、その議論の方向や提案の趣旨に沿って、検討部会等で課題を整理し、緊急提言等に反映させていきたい。	
2	小笠原委員	<p>地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落などの問題に対応するためには、地方の自立が必要であり、そういう中で地方分権のあり方を考えることが必要である。</p>	
	政策調査監	地方が自立するためには、第1次分権改革で取り組んだ「自治行政権」の確立、三位一体改革で取り組んだ「自治財政権」の確立に加え、条例制定権の拡大などを通じた「自治立法権」の確立が必要であり、第2期分権改革の大きな課題と認識しており、全国知事会等とも連携しながら、その実現に向け取り組んでいく。	
3	川村委員	<p>地方分権改革の考え方について、市町村によって温度差があると思う。特に、人口での議論が足りなかったとの反省があり、このことを何とかしなければならない。</p>	
	政策調査監	今後、分権改革を推進するためには市町村と住民理解が不可欠であることから、今後も分権に関する説明会等を通じ理解を促していく。	
4	北村委員	<p>第1次地方分権改革は、機関委任事務を廃止したが、それを規定する法律の構造については、手を付けることなく終わった。現行法は、機関委任事務時代に制定されたことを認識すべき。義務付け・枠付けが強い現行法は、違憲状態になっているものも少なくない。霞が関には、これを改正する意欲がなく、自治体の側から、「あるべき法律状態」を提案する必要がある。</p>	
	政策調査監	知事会でも地方分権推進特別委員会に6つのプロジェクトチームを設置し、国の過剰関与の調査、随時提言等を行っており、この調査を通じ問題点を明らかにし、政府分権委に改善策を提案する予定であり、その提案の内容や御意見を踏まえて課題を整理し、緊急提言等に反映させていきたい。	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
分権型社会に求められる自治体職員像について			
5	北村委員	地方分権改革に関して、せめて、3分の1でいいから、第1次地方分権改革の意義を正確に理解できる職員を作るべき。とくに管理職の意識改革は重要である。各地の自治体行政の印象として、課長・部長・局長の意識は、総じて「後ろ向き」である。	<p>【 5について】</p> <p>地方分権に関して職員の理解度を高めることは重要であり、職員の理解なくして住民の理解は得られない。今後とも様々な機会を利用して、職員に対して理解の浸透を図りたい。(雫石町)</p> <p>北村委員の発言内容には、痛感すると同時に同感である。 「分権時代だから職員の意識改革は必要」とは、私もよく耳にするし、言葉にもする。 本町においては、行政改革などから職員定数においても断行しており、組織のあり方も今年度で見直し、来年4月からは19課から12課に、また班長制の導入を図る予定である。</p>
	経営評価課	「新しい地域経営の計画」の改革編において、住民本位の分権改革を大きな柱として位置づけており、提言の趣旨に沿って研修やセミナーの開催等も行いながら、「分権時代に対応した職員づくり」を推進していく。	
6	北村委員	「分権時代だから職員の意識改革が必要」とだけ言って、その後のフォローまで考えない首長の自治体には、改革は期待できない。職員は、どうすればよいかわからない。個人の意識改革の前提には「組織の意識改革」が必要であることを理解し、意思決定システムの改革を実現せよ。	<p>これを足掛かりとして、組織としての意識改革を図り、更には職員個人の意思改革にもテコ入れが必要と考えているし、実行しなくては、本町は地方分権時代から取り残されていくのは、火を見るより明らかだと感じている。その手法の一つとして、「新しい地域経営の計画」の改革編での方向性を意識しながら推進して参りたい。(大槌町)</p> <p>今の管理職は、中央集権時代のいわゆる法令、通達事務においての成功者である。 20年、30年という年月をかけて培ってきたものが、簡単に変わるのには難しい事ではあるが、今までの成功者のままでは通用しないという事を分かってもらう事が必要と思う。 意識改革の必要性は分かっても、具体的な行動、実践となると難しく、行動につながる対応をお願いしたい。(藤沢町)</p> <p>【全般について】</p> <p>これからの市町村行政は、市民が主体的に行政の決定・実行・評価の各過程に参画することが重要になる。そのときに必要な職員像は、従来のような内政的な企画力や執行能力に長けた姿ではなく、それに加えて、住民とのコミュニケーション力や地域づくりのコーディネート力など、いわば外交的な能力を備えた姿が求められる。</p> <p>そのような能力の育成は、首長や管理職だけでなく、組織を挙げて全体で取り組まなければならない。その方法は、机上の研修だけではなく、身近な小さな取組みから、実際に経験することが最も重要であり、効果的である。知っていても実行しなければ知らないのと同じであり、意識改革は進まない。 今計画を策定しようとしている業務に市民参画の機会をつくり、実行している業務に住民との協働の場をつくり、評価を市民団体に委託して実施し、自らもNPOや地域コミュニティの一員として活動する。それを繰り返す。市町村職員がそのような参画・協働の場に入り込んで、その実際を、失敗と成功を経験することこそが、着実な意識改革の近道である。(花巻市)</p>
	経営評価課	「新しい地域経営の計画」の改革編において、組織パフォーマンスの向上として、職員の意識改革に加え、組織力を最大限に発揮できる体制作りについて盛り込むこととしており、この中で反映させていきたい。	
行政と民間の協働について			
7	稲葉委員	これまで官が行ってきた行政サービスを民間がやってもいいのではないかと。県の業務も同様の視点で検討していくべきではないか。	<p>【 7について】</p> <p>盛岡市としても「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、積極的に民間委託等を進めているが、市場化テストや指定管理者制度は、公共サービス改革及び行政と民間との協働を推進するうえで有効な手段と考えられるので、制度の改善を図りつつ、県民、企業、NPO等多様な主体が公共サービスの担い手となりうる仕組みの構築を期待します。(盛岡市)</p>
	経営評価課	「新しい地域経営の計画」の改革編において、民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくりとして、岩手型の市場化テストの導入の検討や指定管理者制度の拡充など、民間力が発揮される仕組みづくりについて盛り込むこととしており、この中で反映させていきたい。	

	発言者 担当室課	発言内容(要旨) 対応の方向等	市町村からの意見
8	佐々木 委員  経営評価課 (地域振興部 NPO 国際課)	『住民やNPO・コミュニティとの協働』が推進されてきたが、指定管理者制度を例にしても、『自治体の経費節減』ありきである。そこで働く職員が、やりがいを持ち、家族を養いながら働けるだけの報酬を得られない現実を知った上で、真の住民との協働を考えてほしい。  「新しい地域経営の計画」の改革編において、民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくりとして、県民サービスの向上の視点での指定管理者モニタリングや県民参加の協働の仕組みについて盛り込むこととしており、この中で反映させていきたい。	【 8について】 県民参加の協働の仕組みについては、公共サービスの役割分担の明確化や多様な主体により公共サービスが提供される仕組みを構築することが重要と考えますが、公園づくりのグラウンドワークの仕組みに見られるように「自分たちのまち・地域は自分たちが創る」という地域住民の地域づくりへの主体的な参画も重要と考えられることから、県民、企業、NPO、行政などが協働しながら地域づく(盛岡市)  今後の行政運営には、住民やNPOとの協働が不可欠である。確かに行政側から見れば経費削減の側面もあるが、一方では行政にはない新たな視点、発想、民間力に期待する部分もある。様々な分野で協働を推進することにより、NPOの成熟、経営基盤の安定を図ることも重要である。(零石町)  【全般について】 従来行政が行ってきた業務の中で民間が担うことができるものには2種類が考えられる。 第1は、本来民間で行うべき業務を、先導性や産業振興等の何らかの事情により行政が実施してきたものである。宅地分譲など、主として公社や第3セクターにより実施してきたこのような業務は、行政から民間に「移管」すべきであり、当然、その費用は民間が独自に負担することになる(定着するまでの間は一時的な補助金による支援が必要な場合もある。) 第2は、本来公共の業務であって、かつ、民間との「協働」が可能なものである。公益施設の管理など、自治会やNPO、場合によっては企業に委託することが可能な業務は積極的に協働するべきであり、当然、この場合の費用は行政が適切な負担を行うことになる。 行政にとっての主たる経済的メリットは、第1の「移管」の場合には「事業費の削減」であり、第2の「協働」の場合には「組織のスリム化による経費の削減」である。 「協働」が開始されたばかりの初期の時点では「NPOに委託する場合には人件費や管理費を計上しない」極端な例も見られたことなど、これらが混同されて「協働」の名のもとに事業費が削減されているケースが見られるが、各協働事業が適切に行われたか「評価」をしっかりと行い、徐々に改善することにより定着させることが必要と思われる。 そのためにも、県には「指定管理」のみならず現在行っている業務の「外部委託」も積極的に推進し、市町村の範となることを期待する。(花巻市)

本県における分権推進のための課題解決の方向性について 【地域振興部（地域企画室・NPO国際課）】

発言者		発言内容（要旨）	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
行政と住民の協働について			
9	小野委員 NPO国際課	NPO法人の設立認証事務の移譲により、一関市ではNPOとの連携の意識が醸成されてきており地域のサービスの広がりという効果につながっている。 NPO認証事務は、一関市など9市町に移譲されているが、今後、全市町村への移譲を目指していく。	<p>【 9について】</p> <p>異論あり - NPO法人の主たる事務所のある市町村とその活動範囲は、異なっている。このような状況の中、NPO法人の認証事務は主たる事務所のある市町村で行うという決め方でよいのか、疑問がある。また、NPO法人の活動範囲は、県内全域であり、既に多くのNPO法人が市町村の枠を超え県内全域にネットワークを構築し、活動している。(宮古市)</p> <p>NPO認証事務については、NPO法人の活動範囲と行政区が一致しないという現実があり、そのため同事務を市町村が担当する場合にいくつかの問題点がある。よって、同事務の移譲の検討に際しては、一律に全市町村への移譲を目指すのではなく、各市町村の実情を考慮し、また、各市町村の意向を尊重しながら進めていただきたい。</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村をまたいでの事務所移転時の事務の煩雑化</li> <li>・NPOの情報を収集する場合、情報所在が県と市町村にまたがることによる支障</li> <li>・認証等の窓口が、県や市町村とまちまちになることによる混乱</li> <li>・活動場所と認証市町村が一致しないという矛盾(盛岡市)</li> </ul> <p>NPO認証事務は、移譲を受けて実施しているが、単に認証に関する事務の移譲だけであり、本来の「NPOとの連携・協働による地域づくり」は、本市では十分な取組みとはなっておらず、今後、積極的に進めることが必要と思われる。</p> <p>そのため、県には、本庁業務のみならず、各振興局で行っている業務についても積極的に「指定管理」と「外部委託」を進め、市町村の範となることを期待する。(花巻市)</p> <p>【 10について】</p> <p>異論あり - 地域コミュニティの維持・再生・強化は、住民との協働を進める上で各市町村にとって課題となっている。また、各市町村や地域の現状・歴史・伝統により維持・再生・強化の手法・支援は、異なるものとする。県において支援策等を構築する場合は、市町村の意見を聴取するなど連携した取組みができるよう配慮願いたい。(宮古市)</p> <p>住民参画と協働には、コミュニティレベルで取り組むべきものばかりでなく、市町村全体にわたる行政課題についての決定・実行・評価の各段階における取組みもある。</p> <p>現在、宮古市と同様に「自治基本条例」等の仕組みづくりに取り組んでいる市町村が当市など数市町村あるが、県としても、「草の根コミュニティ」のみならず、この両面の仕組みづくり・実践・評価の取組みに対する支援(共同研究等)を検討願いたい。(花巻市)</p>
10	熊坂委員 地域企画室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民との協働を推進するために、住民や住民団体が行政に参加し、その役割を担えるようにすべき。そのため、情報公開などの透明性の確保とともに、その意思が十分に反映できる仕組みの構築が必要である。</li> <li>・このため、宮古市では今月、まちづくりについて、住民の参画と協働を原則とし、住民、議会、市の役割や責務と、東北で初の常設型の住民投票制度を規定した自治基本条例を公布したが、引き続き具体的な住民の参画、協働と住民投票制度について、それぞれ条例を整備し、真の住民主体の行政を進めたい。</li> <li>・住民主体の行政を進めるために、人材育成が必要と感じている。</li> </ul> <p>県においては、住民主体の地域づくり支援するため、「草の根コミュニティ」の維持・再生等に取り組むこととしており、草の根コミュニティ大学(仮称)の開催による地域リーダー育成などを行っていく。</p>	
11	佐々木委員 NPO国際課 (総合政策室 経営評価課)	『住民やNPO・コミュニティとの協働』が推進されてきたが、指定管理者制度を例にしても、『自治体の経費節減』ありきである。そこで働く職員が、やりがいを持ち、家族を養いながら仕事できるだけの報酬を得る事ができない現実を知った上で、真の住民との協働を考えてほしい。 県では、自治会等の地縁組織、NPO、企業など、多様な主体との協働が進むよう、分析しながら住民に情報提供と普及啓発を行う。特に、行政と共に地縁組織やNPO等が公共サービス提供の担い手であること、また、協働の目的は、自治体の経費節減が主眼ではなく、質が高く柔軟なサービスの提供にあることについて理解が進むようにしていく。	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
市町村の自主的な活動に対する支援について			
12	北 村 員 委 員	財源移譲がないかぎり分権推進はできないという主張ばかりを繰り返す市町村には未来はない。今の法環境を最大限に生かして活動する市町村や、汗をかいた市町村を県は優遇すべき。市町村が自主的・自立的に活動できるようなインセンティブを県は用意すべき。法定事務ではなく独自政策条例にもとづく事務であるが、高知県土地基本条例は、こうした発想を制度化している。	【 12について】 今の法環境を最大限生かして活動する市町村や、汗をかいた市町村を県は優遇すべきと思います。市町村が自主的・自立的に活動できるようなインセンティブを県は用意すべきと思います。(川井村)
	地域企画室	県では、市町村と連携し、市町村の申請する特定地域に企業の集積が進むよう様々な優遇措置を設けた「特定区域における産業の活性化に関する条例」(平成18年3月)を制定しているが、今後、先進県の事例も参考にしながら取り組んでいく。	
今後の振興局等のあり方について			
13	熊 坂 員 委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>振興局のあり方については、役割分担の見直しや事務の整理、市町村の行財政基盤の確立、地方分権の推進の中で役割や機能が変化してくると思うが、基本的に屋上屋を架したり、住民から見ても分かりにくい行政のあり方は止めるべき。</li> <li>専門職員が配置されている部署や事務が完結する部署は、必要性や有用性を理解するが、単なる進達機関であれば、二重行政にも繋がり将来的には不要。当面、振興局での自己完結性を高めるよう県組織内部での権限移譲を進めてほしい。</li> </ul>	【 13について】 現段階では、振興局は、県の単なる進達機関であるように思えてならない、二重行政にもつながっており将来的には不要ではないかと思われる。振興局での自己完結性を高めるよう、県組織内部での権限移譲を進めていただきたい。 また、市町村は集中改革プランに沿って努力しているが、当面する課題に対処しなければならない喫緊の問題がある。県職員の派遣制度を設けて、求める市町村に県予算で派遣していただきたい。自治体は人的体制が大きな課題となっている。(川井村)
	地域企画室	振興局のあり方については、市町村との適切な役割分担のもと、市町村合併の進展や産業振興の状況等を勘案し、平成22年度に一定の姿を示すこととしており、この取組みの中で反映させていく。	
14	平 木 員 委 員	振興局は、国の地方支分部局ようになってはならない。あくまで、広域自治体としての役割を果たすべき。将来、道州制になれば、岩手県そのものが振興局の役割を担うことを前提に、あり方を考えていく必要がある。	【 13、14について】 地方振興局は、単なる県の窓口ではなく、ある程度の決定権を持ち、即断即決できるというのが設置の趣旨だったと思うが、実際には振興局で説明し、さらに本庁でも説明が必要な場合があったりした。今後は新しい広域振興圏でのシステムが作られていくのだろうが、本当の意味で広域振興ができるような権限と機能がある組織づくり、そして予算配分が必要である。また、検討の時間がまだあるようなので、現在示されている枠組みに固執することなく、県民のためにはどのような形がいいか、もっと意見を聞くべきであると思う。(西和賀町)
	地域企画室	振興局のあり方については、市町村との適切な役割分担のもと、市町村合併の進展や産業振興の状況等を勘案し、平成22年度に一定の姿を示すこととしており、この取組みの中で反映させていく。	
15	佐 々 木 員 委 員	沿岸地域から、新幹線・飛行場・高速道路までの距離的長さが不利益になっている。産業振興の妨げから人口流出の原因にもなっていないか。漁業や農業の生産者が、付加価値を付けて、良いものを消費者に届ける努力をしており、分権型社会への移行により不利益を被ることなく、より生産意欲を向上させるように取り組んでほしい。	【 13、14について】 地方振興局は、単なる県の窓口ではなく、ある程度の決定権を持ち、即断即決できるというのが設置の趣旨だったと思うが、実際には振興局で説明し、さらに本庁でも説明が必要な場合があったりした。今後は新しい広域振興圏でのシステムが作られていくのだろうが、本当の意味で広域振興ができるような権限と機能がある組織づくり、そして予算配分が必要である。また、検討の時間がまだあるようなので、現在示されている枠組みに固執することなく、県民のためにはどのような形がいいか、もっと意見を聞くべきであると思う。(西和賀町)
	地域企画室	産業経済基盤が十分ではない県北沿岸圏域の振興については、今般公表した「新しい地域経営の計画」(素案)において、市町村等との適切な役割分担のもとで、重点的に取り組む。	

本県における分権推進のための課題解決の方向性について【地域振興部（地域企画室権限移譲担当）】

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見等
担当室課		対応の方向等	
市町村・県・国の役割分担のあり方について			
16	相原委員	国と基礎自治体が基本的な仕組みで、都道府県制度は中間的な存在であり、時代の変遷とともに変わりうる。道州制を意識した上で、国・県・市町村（基礎自治体）の役割を考えるべきではないか。	<p>【No.18について】</p> <p>県と市町村の役割分担のあり方については、処理件数が極端に少ない場合並びに資格者及び専門的知識・技術を要する業務は、県が補完することが必要と考える。（花巻市）</p> <p>県事務の移譲については、職員の定数削減を強力に推し進めていく中で、体制的には年々厳しい状況下にあるが、住民の利便の向上が図られるのであればという視点の下、可能な限り事務の移譲については受入れについて検討はしているが、以下の問題点等がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県事務の中身を見ると、規制遵守の指導や専門的知識による対応など、従前どおり県が行なうことによって、はじめて所期の目的が達成されるものがあると思う。</li> <li>2 移譲事務の中には処理件数が少なく、敢えて移譲を受けても住民の利便に寄与することは期待できないものがあるのではないか。（山田町）</li> </ol> <p>県と市町村の役割分担を明確にすることは、住民にとってわかりやすい行政を実現する観点から重要である。市町村は直接住民に対応する業務が中心となるので、県は、広域的、専門的、国または市町村間の連絡調整業務が主要なものとなる。権限移譲についても、この視点から検討願いたい。（雫石町）</p> <p>県事務の市町村への移譲については、記述の原則に立ちつつも、市町村の意向に基づき進めていくこと及び市町村との協議・合意を基本としていただきたい。</p> <p>また、移譲対象事務の検討に際しては、更なる財源の移譲、人的支援等についても併せて御検討いただきたい。（盛岡市）</p>
	権限移譲推進担当	道州制については、現在、第28次地方制度調査会、道州制ビジョン懇談会、自民党道州制調査会で検討が行われているが、その姿や仕組みも明確とはなっていない。仮に道州制がどのような形になったとしても、市町村の役割は拡大する方向にあると考えられることを踏まえて、市町村と県の役割分担を整理していく。	
17	相原小笠原委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、シンクタンク機能、専門性を強化していくべきである。</li> <li>・ 行政の役割は、地域の自立する心を育て、バックアップすること。そのために、県の役割として、シンクタンク機能を充実して、市町村のバックアップやアドバイスをするシステムはできないか。</li> </ul>	
	小野鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は分権の方向について、シンクタンク的な役割を持ち、それを市町村に広げる役割を担ってほしい。</li> <li>・ 市町村は助け合いながら、一方で競争していくものとも考えるが、専門性の部分は県の役割ではないか。</li> </ul>	
権限移譲推進担当	今後、県の役割を果たしていく上で、シンクタンク機能や専門性は極めて重要であり、今後、具体的な強化の方策、市町村への適切なアドバイス、判断材料の提供等に取り組んでいく。		
18	相原委員	権限移譲の検討にあたっては、そもそも最初から県の仕事ではなく、市町村の仕事とした方がいいのではないかという視点が必要である。	
	権限移譲推進担当	役割分担の基本的な考え方に基づき、県でなければならない広域的・専門的業務、連絡調整業務、補完業務を除き、現行制度で移譲可能なものについて、原則として、全て市町村への移譲対象として検討していく。	
19	小野委員	各市町村でフルセットサービスを担えるのが理想的だが、合併していない市町村への補完や、福祉等の最低水準の確保などは、県の役割として残っていくのではないか。	
	権限移譲推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が単独で担うことが困難な業務については、まず一部事務組合等による事務処理の共同化や、市町村相互に連携して助け合う水平補完等を検討の上、それでも市町村で担えない場合、県が適切に補完していく。</li> <li>・ 国の制度により定められている行政サービスの最低水準に、さらに市町村の判断により上乗せすることにより差が生じうるが、さらに県が国の基準を上回る最低水準を定めることは、県の役割にはなじみにくいと考えられる。</li> </ul>	
20	北村委員	事務論を改めて検討する必要がある。市町村に法律に基いて義務付けられている事務を本来的市町村事務と考えるのか、それとも、本来は県の事務であるものが市町村に義務づけられていると考えるのか。県と市町村の役割分担について、地方自治法2条3項と5項を岩手県に関して言い直す必要がある。県に権限がある事務の意味について、県は、法律を所与とせず考える必要がある。	
	権限移譲推進担当	市町村と県の望ましい役割分担の実現に向けて、法令で市町村または県の役割とされている事務についても、ゼロベースで検討を行い、事務再配分を進めていく。	

	発言者	発言内容(要旨)	市町村からの意見等
	担当室課	対応の方向等	
21	熊 坂 委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県及び市町村の役割分担については、補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則を基に徹底的、抜本的かつスピード感を持って見直すべき。時代に適合せず、廃止や縮小等が必要な事務は、整理・統廃合を進め、従来、国、県が担っていた事務を新たに市町村が担うことはもちろん、その逆もあり得るような事務の再配分を行うべき。スピード感が必要なのは、役割分担の問題は、細部に渡り議論の尽きぬ問題だからである。</li> <li>住民、国、県、市町村それぞれの納得が得られるよう議論への参加の機会の提供と議論の過程についての透明性の確保が必要である。</li> <li>国、県は、住民福祉の向上と行政の効率化の面から抜本的に事務事業を見直し、税財源を含む権限移譲を進めるとともに市町村が自己責任・自己決定の原則の下に施策を展開できるように支援し、二重行政、三重行政を速やかに廃止し、過度の関与を止め、市町村の自立を支援すべきである。</li> </ul>	<p><b>【No.21 について】</b>  現在、移譲指針に示されている権限の中には、県の審議会等に意見聴取しなければならないものがあり、完全な権限移譲となっていない(農地転用許可、認可外保育施設の閉鎖命令の例など)。  「市町村優先の原則」「補完性の原理・近接性の原理」に立ち、住民に身近な市町村で事務が完結できるよう、制度改正を進めるべきと考える。(花巻市)</p> <p>役割分担の原理、原則に従い、当然権限移譲は進められるべきと考えるが、本来、国又は県で行うべき事務の返還を含めた事務の再配分も同時に進められるべきと考える。  権限移譲と事務の再配分に関連し、資格認定に類する事務は、住民の利便性の向上よりも、資格の質、価値、信用を全国的又は全県的な範囲で維持することを重要視すべきであり、そのためにも、専門的な知識及び技術を有する県の継続的関与が必要である。権限移譲のメニューに掲げられている資格認定に類する事務は、従来どおり県において行うこととし、メニューからも削除すべきと考える。(岩手町)</p>
	権限移譲 推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、7年あまりが経過していること、また、県内の市町村合併が相当程度進展していることも踏まえ、今後、迅速に権限移譲や事務の再配分に取り組んでいく。</li> <li>当会議の議論は、県のホームページで公開しており、今後、各地域ごとに分権セミナーを開催するなど、県民や関係者の議論への参加機会をつくっていく。</li> <li>現在、国や県、市町村の間でどのような二重・三重行政が生じているか、また、国や県が市町村に対して、どのような関与を行っているか、全庁的に検証を進めており、この結果を踏まえて是正を努めるとともに、市町村の自立への支援に努めていく。</li> </ul>	
22	鈴 木 委 員	二重、三重行政の例は、非常に多くあるが、国と市町村の仕事を比較してみると、市町村の方が効率的で無駄が少ないように感じる。育英奨学金の回収率なども、住民に近い市町村で行われた方がいい例であり、分権が住民サービスの向上と結びついていくようになるべきである。	
	権限移譲 推進担当	今後、検討部会や、振興局と市町村の権限移譲研究会において、住民の視点(行政サービス向上の観点)を踏まえながら、移譲事務について検証・分析していく。	
23	高 橋 委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の果たすべき役割である専門性の提供、水準の確保、調整などを、いつ、どのタイミングで行うかが現実的には重要である。</li> <li>県と市町村の仕事が完全に分かれていればわかりやすいが、種類や性格の違う仕事が組み合わされて構成されているため、システムチックになっていないと、二重・三重行政などの結果になる。</li> </ul>	
	権限移譲 推進担当	市町村と県が、それぞれの役割を適切なタイミングでシステムチックに発揮していくための方策や仕組みについては、市町村及び県の行政全般にわたるテーマであることから、各検討部会において連携調整しながら取り組んでいく。	
24	平 木 委 員	道路の拡幅を住民自らやった地域もあれば、都市部のように共同で雪かきができない地域もあるなど、地域ごとの事情や置かれている条件の違いに応じて県は補完していくべき。	
	権限移譲 推進担当	市町村による自助努力を基本としつつ、その条件の違いにも配慮しながら、県は適切に補完していく。	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見等
担当室課		対応の方向等	
県から市町村への権限移譲のあり方について			
25	稲葉委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限移譲は、県（振興局）と市町村が補完性の原理に基づいて、より関係を強めながら、現場に即したものを具体的に検討の上、権限移譲するのが効果的ではないか。例えば、除雪作業を県と市町村が一体的に共同で行うなどのやり方もある。</li> <li>市町村でも現在担っている事務事業を整理・検討することが必要と考えられるが、この場合、例えば広域内での処理（一部事務組合等）で検討することも効率的と考えられる。</li> </ul>	<p>【No.26、28について】</p> <p>移譲項目の中には市町村に決定権のない事務も見受けられるので、住民サービス及び市町村の行政基盤強化につながる項目を県全体の共通認識のもと検討すべきと考える。（花巻市）</p> <p>【No.28、31について】</p> <p>権限移譲の趣旨である住民自治の充実、目指すべき方向として正しいと思うし、今後もこれを基本として進めていくべき。</p> <p>しかし、これまでの地方分権改革をみると、機関委任事務を廃止しても実態はあまり変わらず、三位一体改革といっても国の財政再建が優先されて地方はますます苦しくなるなど、分権によって何かが良くなったということが、住民も市町村も実感しにくい。</p> <p>このような状況において、県から市町村へ権限を移譲するといっても、県の財政再建のためにただ単に「事務」を下ろすのではないかと市町村が考えるのもやむをえない面がある。</p> <p>したがって、こうした市町村の不信感を払拭するためにも、もちろん、市町村の意識改革が最も必要だが、（国とは違い）思い切った税源や人の移譲を含めた真の「権限」移譲を進める必要がある。（釜石市）</p> <p>【No.29について】</p> <p>平成19年度から浄化槽法、火薬類取締法の移譲を受けているが、台帳が未整備であったり、認可関係書類の引継ぎがない事例があり、事務処理に支障を来している。</p> <p>県と市町村の合意のもとに権限移譲を進めるためには、県は適切な事務引継ぎと移譲後のフォローアップを責任を持って行うべきと考える。（花巻市）</p> <p>北村委員の発言に対し、「市町村の意向に基づき進めていく」と対応の方向を示しているが、市町村の要望に基づいているからといって、それは市町村にとって本当に望ましいものとは限らない。</p> <p>市町村の自己決定、自己責任により、権限移譲に関する責務は、当然市町村にある。ただし、移譲項目に本来県で行うことが望ましいものがある場合、それを移譲することが果たして市町村又は県にとって望ましいことであるかは疑問を感じる。</p> <p>例えば、資格認定に類する事務は、住民の利便性向上よりも、資格の質、価値、信用を全国的又は全国的な範囲で保持することの方が重要視されるべきである。同じ資格が、市町村によって質、価値、信用にばらつきがあるようでは、その資格自体の存在意義にも疑問を生じ、県、市町村双方にとっても望ましいものとならないのではないかと。資格の質等の保持のためにも、専門的な技術、知識を有する職員を備える県での継続的な指導、助言など、積極的な関与が必要であり、権限移譲による県の関与の希薄化は、本来の資格認定の意義さえも希薄化させかねない。</p> <p>効果や課題などの検証も方向性に示しているが、県、市町村双方にとっての効果と課題も検証すべきである。（岩手町）</p> <p>権限移譲の検証は、必要であると思う。市町村の意向に基づいた移譲とは言うものの、実際にやってみないとわからないというのが正直なところである。小規模自治体では移譲を受けても実際の事務が年に数件という事務に対して、職員が十分に対応できるかという不安や、実際にやってみないと職員負担がどの程度になるかわからないという不安がある。できるだけ積極的に移譲を受けているつもりだが、移譲後の追跡調査やフォローアップを十分に行ってほしい。（西和賀町）</p>
	権限移譲推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、振興局と市町村で権限移譲研究会等を設置し、現場の視点を踏まえながら移譲がふさわしい事務について検討してきたが、今後、さらに住民視点に立って、二重行政の解消はもとより、いかに効率的な行政を確保するか、県と市町村の関係を深めながら対応していく。</li> <li>市町村でも自らの事務事業をやるべきかどうかの整理をできていない状況の中で、県からの権限移譲の検討は厳しい。</li> </ul>	
26	小笠原委員	分権は、地域住民の利便性と自立を促すものであるべき。そのためには、どのような権限が市町村に必要な整理すべきである。	
	権限移譲推進担当	移譲項目の検討にあたっては、住民生活に密接に関わる行政サービスで、市町村が担うことにより、住民の利便性が向上する事務権限など、基礎自治体の行政基盤の強化の視点から整理していく。	
27	小野委員	一関市では、広域振興局になったことにより、住民が県と直接関わる部分が限られてきている。そのためにも、市が住民に身近で現場に近いサービスが担えるようスピーディーに進める必要がある。	
	権限移譲推進担当	今後、振興局は産業振興、雇用対策、社会資本の整備、環境保全や災害対策などの専門的・広域的なサービスを担い、また、市町村は住民に身近なサービスを担うべきであることから、県と市町村が協議しながら、迅速に対応していく。	
28	川村委員	権限移譲のメニューは、県からいろいろ提示されているが、あまりおいしいところがないので考えて欲しい。	
	権限移譲推進担当	権限移譲は、市町村優先の原則に基づき進めてきたが、この趣旨は、住民の利便性の向上と、住民に近いところに自己決定権をおくことにより、住民の声が十分に施策に反映されることによる自治の充実を目指しているものであり、今後もこれを基本として進めていく。	
29	北村委員	県から市町村への権限移譲は、市町村にとって本当に望ましいものであるかの検証はされているか。県民でもある市町村民にとって、以前よりもよい状況になっているのか。事務処理特例条例は、市町村の真の意思にもとづいたものか。	
	権限移譲推進担当	権限移譲にあたっては、市町村からの要望に基づき、市町村と県（振興局）で設置する研究会において個別事務の検討を行った上で市町村の判断により移譲項目を決定しており、今後とも市町村の意向に基づき進めていく。また、移譲された事務については、今後とも移譲後のフォローアップや研究会の場などにおいて、移譲の効果や課題などについても検証を行っていく。	

	発言者	発言内容(要旨)	市町村からの意見等
	担当室課	対応の方向等	
30	熊 坂 委 員	移譲対象メニューは、「県において、移譲が相応しいと考えた事務・権限を提示」しているが、住民や市町村の視点を踏まえ、市町村に相応しいものを載せるべきだ。県、市町村いずれかで完結する事務事業にあっては、事務の切り取りによる移譲は、行政効率の面からも適切でない。	<p>【No.32 について】</p> <p>権限移譲は、今後とも市町村と県との協議・合意を基本として進めていくとしているが、今後においてもこの考え方を堅持されたい。(洋野町)</p> <p>【No.33 について】</p> <p>藤沢町の場合、生活保護事務については、県が一関市に事務委託をしている。職員については、今後も減少せざるを得ず、県から積極的な移譲といわれても対応は難しい。合併についての一つの括りとして両磐という事があり、生活保護事務のように一関市への県からの委託とか(広域的な処理)が出来ればと考える。(藤沢町)</p> <p>【No.35 について】</p> <p>パスポート交付事務について、一関市では旧東磐井町村(大東・千厩・東山・室根・川崎)の事務処理は、千厩支所が窓口になっているとのこと。藤沢町で移譲を受けた場合、一関市と合併を進めた場合の事を考えると、旧東磐井町村と同様千厩支所での対応とならないか危惧される。もし、そうなった場合、藤沢で出来ていたものが千厩まで行かなくてはならなくなり不便になる。(藤沢町)</p> <p>【No.36、37 について】</p> <p>過疎化、高齢化が進む小規模自治体では、すべての分野を担うことの難しさがある。地理的条件の違いや広大な面積を抱える町では、合併という選択が難しいこともあり、市町村の広域連携強化は、重要な課題であると思う。県が主導して市町村との協議を進めていくことを望む。広域連携にあたっては、小規模自治体であっても水源保全や環境を守る機能など、さまざまな役割を果たしていることを理解し、人口規模だけで発言力等に大きな差が出ないように配慮すべきである。(西和賀町)</p> <p>【全般について】</p> <p>対応の方向等(市町村の取り組み、国への働きかけ等)については異論ないが、県の権限移譲と併せた財源移譲(又は財政的支援)の考え方も併せて明らかにしてほしい。(大船渡市)</p> <p>国、県、市町村の役割分担を明確にすることはそれぞれの業務の透明性をも明確にすることにつながり、今後の行財政運営の基本であると考えます。特に、市町村においては行政と住民との役割分担を明確にすることも重要であり、お互いに対等な立場で協働から共治へ展開することによって分権型社会が構築できるものと考えます。よって、権限の移譲もこの主旨に添って行われる必要があります。(雫石町)</p> <p>地方分権一括法及び第二期地方分権改革も想定した分権推進は、市町村優先の原則、補完性の原則、近接性の原理から理解でき、当村においても住民の利便性が高まる事務について順次移譲を受けていくこととしている。</p> <p>しかし、当村に限らず全ての市町村が行行政経費削減のための行財政改革に取り組んでおり、これ以上の事務量の増大が困難となっている。委員のなかには、事務権限の移譲と併せて財源も移譲すべきとした主張に批判的な意見もあるが、今日の市町村財政とその事務に要する費用や人材の確保を考えれば、財源移譲は当然のこと。(次頁につづく)</p>
	権限移譲 推進担当	各検討部会には、住民や市町村職員等に参加いただき、住民や市町村の視点を踏まえて取り組んでいくとともに、権限移譲等推進計画の策定において、関連する事務をパッケージ化するなど、できるだけ一括で移譲していく。	
31	多 田 委 員	これまで国・県が担ってきた事務を、なぜいま市町村へ分権するのか、事務事業ごとに点検してみないと分からないのではないか。	
	権限移譲 推進担当	地方分権改革は、国と地方の役割分担の見直しによる国から地方(県・市町村)への権限移譲や、地方税財源の充実強化等による地方公共団体の自主性と自立性の確保などを目的として、段階を経て進められてきている。今後、市町村・県・国を通じた望ましい役割分担に基づいて、分権推進会議や検討部会において、事務事業を点検した上で、権限移譲等の計画を取りまとめていく。	
32	多 田 委 員	町村は、一般的には権限を欲しがっていない。正直迷惑なものが多く、本当に欲しいものは様々な条件がついて、結果として移譲されない。権限移譲は、モノによりけりだと認識してもらいたい。部会でもこの点を理解して検討してほしい。	
	権限移譲 推進担当	権限移譲は、今後とも市町村と県との協議・合意を基本として進めていく。	
33	多 田 委 員	町の自立のため、職員定数管理を前倒しで達成し、一般事務職を削減しても、法改正により保健師や介護福祉士を配置しなければならない。	
	権限移譲 推進担当	単独市町村で対応が困難な場合は、広域的な処理等による対応も検討する必要がある。 なお、国の制度改正により不適切な人員増を招くことがないよう、必要に応じて提言していく	
34	平 木 委 員	県が権限移譲を進める場合、機械的・一律に決めるのではなく、市町村や住民の意見を反映しながら、きめ細やかな権限移譲となるよう期待している。	
	権限移譲 推進担当	分権推進会議において、市町村の規模別のモデルとなる「権限移譲等推進計画」を策定し、そのうえで、市町村ごとの状況を踏まえながら、協議により計画的・体系的に権限移譲を推進していく。	
35	役 重 委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>花巻市は、パスポートの発行事務の移譲を受けたが、窓口が近くなり便利になった人がいる一方、受け取り場所が限定され、そのため提出書類が増えた人がいるなど、移譲後も住民視点で随時検証していく必要がある。</li> <li>従来は国から県、県から市町村へと上から下への流れであったが、権限移譲を進める場合には、市町村の窓口を担っている職員を通じて、住民の声を吸い上げて改善につなげるための逆ルートの流れを作る必要がある。</li> <li>県の役割としては、専門性の発揮、市町村が住民の意見を常に意識するよう市町村に問いかけること、市町村職員の本音を吸い上げる仕組みを作ることではないか。</li> </ul>	
	権限移譲 推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>パスポートの交付は、これまで役場で戸籍を取得した上で、振興局で手続をしていたが、地元の市町村窓口で一度に手続ができるよう利便性の向上を目指したものであるが、一部では不便になる方もおり、県でも工夫をしながら対応している。</li> <li>今後とも、移譲後におけるフォローアップや研究会などの場において、市町村と県が連携して移譲事務の改善や検証等に取り組んでいく。</li> </ul>	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見等
担当室課		対応の方向等	
			<p>また、先に示された事務権限の移譲メニューのなかには、小規模市町村にとって事務発生頻度が低く、結果的に住民サービスの向上につながらないものや、セットでの移譲でないことから市町村で完結しないものも含まれており見直しが必要である。</p> <p>他に、数人の委員が指摘しているとおり、特に小規模自治体が各部門の専門職員を配置することは困難であり、県の補完事務の一つとして、専門分野における県の指導体制を明確にした上で分権（事務権限の移譲）を推進することが必要と思われる。</p> <p>また、これまでも取り組んできたと思われるが、今後さらに県・市町村の実務担当部局どうしの検討が必要と考えられる。（九戸村）</p> <p>県では、指針を策定して権限移譲を推進しているが、真に市町村が必要としていない事務をはじめ、仕事は分権（権限移譲）したが、お金は動かない（見えない）、表面的な業務の分権（権限移譲）で、本質は渡さない（ツキノワグマの例）など、「住民に一番身近な市町村が事務を行うことで、行政サービスの向上を図る」という名目のもとに、単に手数の掛かる細かな事務を、市町村に押し付けようとしている。</p> <p>分権実施に当たっては、必ずお金の裏付けを明確にするなど、市町村が自立できるような分権を研究すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性を有する業務は、県が行うべき（専門職が必要）</li> <li>・ 統一の県指針等に基づきながらも、地域事情を勘案して市町村の裁量の入る余地を残し、権限移譲する（例：公害防止、医療、保健等業務）。</li> <li>・ 県と市町村の業務分担を明確にし、効率的な分権を推進すべき（県では、手放したくない許認可事務はそのまま持ち続け、手数の掛かる細かな事務を市町村に移譲するというのは、表面（数値）のみの分権で、お茶を濁してはいないか。）。（岩泉町）</li> </ul>
市町村の広域連携のあり方について			
36	熊坂委員	市町村は、地方分権の推進のために個々の体力や規模から、個別に受け入れが難しい事務の場合であっても、周辺等の市町村の連携を通じて担えるよう連携を強化すべきであり、国、県もそうした連携を支援していくべきである。	<p>【No.36 について】</p> <p>本市では、産業の活性化や観光振興など、隣接市町村が互いに力を合わせ連携して取り組むことにより大きな効果が期待できる施策や共通する課題について、盛岡広域圏の一体的発展を目指した協議・検討の場への参加を隣接町村に呼びかけております。</p> <p>県におきましても、市町村の広域連携の強化に関する積極的な支援をお願いいたします。（盛岡市）</p>
	権限移譲推進担当	現下の市町村合併の進展状況や、その結果として市町村の規模能力が様々であることを踏まえると、市町村の広域連携の強化は重要な課題と考えられるところであり、県としても積極的に支援していく。	
37	平木委員	基礎自治体がフルセットで行政をやる必要はない。例えば、一生懸命に水源の森を守るから、あとは一部事務組合なり周辺市町村と連携する、県が補完するなどの発想があってもいい。	<p>【No.36、37 について】</p> <p>過疎化、高齢化が進む小規模自治体では、すべての分野を担うことの難しさがある。地理的条件の違いや広大な面積を抱える町では合併という選択が難しいこともあり、市町村の広域連携強化は、重要な課題であると思う。県が主導して市町村との協議を進めていくことを望む。</p> <p>広域連携にあたっては、小規模自治体であっても水源保全や環境を守る機能など、さまざまな役割を果たしていることを理解し、人口規模だけで発言力等に大きな差が出ないように配慮すべきである。（西和賀町）</p>
	権限移譲推進担当	基礎自治体が行財政基盤を強化し、総合的な行政を行うことが理想であるが、規模能力の観点からそれができない場合、まず、一部事務組合等による事務の共同化や、市町村が相互に助け合う水平補完等を行い、それでも市町村で担えない場合、県が補完の役割を果たしていく。	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見等
担当室課		対応の方向等	
分権改革の進め方について			
38	鈴木委員 権限移譲推進担当	分権は、本来、市町村が国や県から勝ち取るものと考え、そのような意見が少ない。市町村が主体的に分権に取り組めば、職員の教育や権限移譲への住民の理解も進むだろう。また、県はアドバイスを強化するなど、市町村がもっと一生懸命になるやり方を考える必要がある。 市町村が主体的に分権改革に取り組むことは不可欠であることから、検討部会に市町村のメンバーを加え意識を共有するとともに、「権限移譲モデル市町村」を設置するなど、県としても支援していく。	特になし。
39	高橋委員 権限移譲推進担当	地方分権には総論と各論があり、総論は、県や市町村という行政単位の全体でどう進めていくか。各論は、医療、社会保障や雇用など各政策領域別に様々な経緯があることを踏まえる必要がある。一方、個別の政策領域別にシステムをつくることには、効率性の低下や行政の一体性の確保の困難性、地域振興へのインセンティブの阻害などの側面があり、これらを両立させることが課題と考える。 各検討部会において、各政策領域別の経緯等を踏まえるとともに、各検討部会が相互に連携、調整しながら、望ましい役割分担や行政システムの実現に取り組んでいく。	
40	平木委員 権限移譲推進担当	・ 地方分権改革のようなものは単純明快にスピーディーにやらなければならない。そのほうが住民にも分かりやすい。 ・ 県の方から提案して、市町村と一緒に考えてもらうという姿勢は、大変結構なことだと思う。 ・ 今まで中央集権体制であったものを、急に地方分権で住民自治だと団体自治だと言われると、住民は戸惑うかもしれないが、この会議を共通認識を持つための運動を起こすきっかけにすればいい。 平成12年4月の地方分権一括法の施行以降、市町村優先の行政システムの構築に取り組んできたこと、また、市町村合併が進展していることを踏まえ、迅速に検討していく。 ・ 当会議の議論の過程をホームページ等で公開するとともに、分権についての公開セミナー等を開催するなど、広く住民等との共通認識を形成していく	
41	佐々木委員 権限移譲推進担当	市町村と県の役割分担を考える時、まず、市町村の首長・職員に対しての学習や研修を繰り返すことも同時に行ってほしい。『自ら治める地方自治体の責任』や『地域住民のニーズを把握しそれに基づいた企画立案実践』という意識改革が必要であると痛感しているからである。 市町村における学習や研修は、市町村が自ら行うことが適当であるが、県は、市町村の実情を踏まえつつ、可能な限り支援していく。	
その他			
42	相原委員 権限移譲推進担当	県職員は、できれば勤務地に住んで、地元の首長が何を考えているか、何をやろうとしているかを理解し応援してもらえれば、県と市町村の実質的な関係がもっとよくなる。 市町村と県が連携を深めながら、地域における有効な施策を推進するためにも、県職員が地元の首長のまちづくりの考え方を総合的に理解することが、極めて重要である。 例えば、一関総合支局では、「管内首長からまちづくりの想いを聞く会」を開催しており、今後、このような取り組みを広げていく。	特になし。

	発 言 者	発言内容(要旨)	市町村からの意見等
	担当室課	対応の方向等	
43	高 橋 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と市町村の役割分担は、一定の基準、システムで一律にやると、全体の改革方針と個別性の対立に終わり成果が出にくいので、部会では、政策領域ごとの経緯や事情を踏まえながら、しかも全体の枠組みとして他の政策領域とも共有できる枠組みを作るという目的意識をもって検討すべき。</li> <li>・ 県に求められる専門性の発揮などの機能を果たすための仕組みをつくるための指針が出せれば会議の意味がある。</li> <li>・ 普遍的に通用する結論は難しい。岩手の中で妥協点・均衡点を探していく議論ができればいい。</li> </ul>	
	権限移譲 推進担当	<p>検討部会で個別政策領域ごとの望ましい役割分担を明らかにした上で、各政策領域が共有できる全体最適な枠組みができるよう、検討部会が相互に連携調整しながら取り組んでいく。</p>	

本県における分権推進のための課題解決の方向性について【地域振興部（市町村課）】

発言者		発言内容（要旨）	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
地方分権型社会に求められる自治体の姿などについて			
44	小笠原委員	地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落などの問題に対応するためには、地方の自立が必要であり、そういう中で地方分権のあり方を考えることが必要と考える。	<p>【 45について】</p> <p>分権推進に伴う権限に見合った財源の確保について、市町村独自の財源確保策や、国への働きかけが重要でありますが、さらに県と市町村間の分権の推進を図る上では、それぞれの権限（県から移譲されるであろう権限）に見合った財源のあり方についての検討が必要と考えます。（盛岡市）</p>
	市町村課	地域の自立のため、県では市町村総合補助金、地域振興推進費による地域づくりの支援、草の根コミュニティの維持・再生に取り組む。併せて、市町村の行財政基盤の強化が必要であり、その方策の一つとして、市町村合併の推進に取り組んでいく。	
45	小野委員	県の役割は広域行政と補完事務であり、市町村合併によりフルセットで権限移譲が進み、県の手が引かれていくのが理想的ではないか。そのためには税源移譲が必要。道州制に関わる予算、県や市町村のほか、住民が直接行政サービスを行うための予算を確保してほしい。	
	市町村課	市町村が、自助努力による財源確保に取り組むとともに、必要な財源を確保するため、交付税の充実確保と財源調整機能の強化、地方税の偏在是正などについて、国に強く働きかけていく。	
46	北村委員	「分権時代だから職員の意識改革が必要」とだけ言って、その後のフォローまで考えない首長の自治体には、改革は期待できない。職員は、どうすればよいかわからない。個人の意識改革の前提には「組織の意識改革」が必要であることを理解し、意思決定システムの改革を実現せよ。	
	市町村課	各市町村において、それぞれ個人や組織の意識改革等に取り組むこととし、県としては市町村の取組みが円滑に進むよう必要な支援を行っていく。	
47	熊坂委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、権限移譲を受け入れ、地方分権を推進するためには相当の覚悟と気概が必要である。自己完結能力の向上と、行財政基盤の強化・確立に努めるべき。さらに、補完性の原則の下に、国、県同様に事務事業を徹底的に見直し、住民や住民団体と積極的に協働すべきである。</li> <li>地方分権の推進には、市町村にも住民にも相応の負担を伴う。住民、首長、議会が理念を共有して推進して行くべき。</li> </ul>	
	市町村課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による事務事業の徹底した見直しや、市町村と住民や住民団体との協働は、市町村において実施されるべきであるが、県としても可能な限り支援していく。</li> <li>住民、首長、議会が理念を共有して分権に取り組むことは、基本的に市町村の役割であるが、県としても可能な限り支援していく。</li> </ul>	
48	佐々木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政でも企業でも、その評価は、数値目標の達成状況でみられることは承知している。しかし、この分権推進に関しては、根本的な部分、『何故地方分権が必要なのか。分権型社会とは何か。市町村職員は何をなすべきか。住民の生活はどう変化し、何が便利になり、どんな不利益が生ずるのか。』等々について、十分な議論（学習）がないのではないか。</li> <li>市町村職員然り、住民に至ってはなおのことである。したがって、市町村合併でも権限移譲でも、数値目標の達成により、住民生活の何が変わったのか実感できない。住民側にも意識の低さがあるが、市町村職員と共に住民の意識向上にも取り組む方法を考えてはどうか。</li> </ul>	
	市町村課	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識改革・啓発は極めて重要と認識。各市町村において、こうした取組みが円滑に進むよう必要な支援を行っていく。</li> </ul>	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
市町村の広域連携について			
49	稲川 葉村 鈴木 木員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村でも、医療保険のような地域特性がないものは、どんどん連携した方がいいし。</li> <li>現在、一部事務組合等により、市町村の広域連携が行われており、道州制が避けられなければ、さらに、連携を強固にしていくべき。</li> <li>市町村ごとにやれば効率性は失われていく。失われる効率のカバーが課題であり、例えば、市町村の共同の事務処理が考えられる。その場合、住民サービスの部分は住民の意見を反映し、行政の部分は効率性と専門性を発揮できるように分権を進めていくべき。</li> </ul>	<p>【 49について】</p> <p>市町村の行財政基盤強化のためにも広域連携は積極的に進めていかなければならず、可能な業務から順次取り組んでいる。</p> <p>その他連携すべき事務事業もあるが、ケースによっては県が調整役として果たす役割もあるのではないかと。(一戸町)</p>
	市町村課	基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化のため、合併の推進に取り組んでいるが、広域内での処理のあり方についても研究していく。	
市町村合併の推進のあり方について			
50	小野 委員	一部事務組合は、間接的であり、住民の声が届きにくいので、市町村が力をつけていくよう、合併構想対象市町村などの形を全員が目指す方向性を模索するべきである。	<p>【 50～53について】</p> <p>少子高齢化や財政基盤の問題等により合併について話し合いがされているが、合併したからといって、財政問題を解決する方策はあるにしても、少子高齢化問題などの抜本的な問題については解消されないと思われる。</p> <p>これを踏まえ、市町村合併の推進のあり方について、岩手県合併推進協議会に「合併市町村における合併効果の検証」「合併協議会設置勧告のあり方」を知事が諮問した。岩手県合併推進協議会においては、各首長に意見聴取をしているが、合併した市町村、合併しない市町村の住民意見、特に周辺地域の住民意見の検証を十分にしたあとに答申をしていただきたい。(住田町)</p>
	市町村課	平成19年8月に岩手県合併推進審議会に対して「合併市町村における合併効果の検証」、「合併協議会設置勧告のあり方」を諮問しており、議論の材料を提供するとともに、地域における議論を喚起していく。	
51	多田 委員	高齢者福祉、母子保健、精神保健、児童福祉などは、いつのまにか市町村の権限にされ、勉強しろ、専門職を配置しろ、できなければ合併せよというやり方は疑問である。	<p>【 51について】</p> <p>行政サービスについては、住民の実態がより広域的になっており、住んでいる市町村で行政サービスを完結しようとするのではなく、広域的に処理できる仕組みづくりをつくる必要がある。(住田町)</p>
	市町村課	行政サービスは、住民に身近な市町村で完結するよう、今後とも権限移譲を進める必要があり、市町村合等による行財政基盤の強化に取り組んでいく。	
52	平木 委員	市町村の体力を強め、能力を高めていく上で、国が旗を振ってきた従来の市町村合併の続きのような印象の取組みではなく、あくまで県内のそれぞれの取組みをベースに、岩手県らしい地方分権の姿を早く描き出していく方向で進めてほしい。	<p>【 52について】</p> <p>将来のまちづくりに関して、地域での議論を行っていく上で、その主役となる住民が的確に判断できるような材料について、県における調査、研究及び市町村への助言をお願いいたします。(盛岡市)</p> <p>【 53について】</p> <p>合併に対する思いは、一貫して変わっておらず、今後とも御支援をお願いしたい。(藤沢町)</p>
	市町村課	合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて、今まさに地域での議論を行っていただきたいと考えており、県は住民が的確に判断できるよう、必要な材料を提供していく。	
53	佐々木 委員	市町村合併は、住民の生活圏との不一致や、市町村の財政状況の違いなどもあり、一概には合併を良しとはできない住民感情がある。合併を選択できない市町村の事情も考慮すべき。町村との人事交流などの促進により、町村にも分権型社会への理解が根付くように期待する。	<p>市町村は、住民に身近な行政主体として、地域住民の利便、福祉の向上及びまちづくり等の観点から考えれば、市町村で完結するよう権限移譲を進める必要があると考えるが、一方では小規模町村においては、行財政改革による職員の削減や仕事量の増大、更には専門的な知識の習得など行政運営の大きな課題となりうる。そこで、行政サービスの向上を図る上で行財政基盤の強化を進める必要性があり、その手段として市町村合併(国策合併)という選択肢もあるということは理解できる。</p> <p>しかしながら、基礎自治体には、地域の歴史や文化など、それぞれの持つ個性を生かすとともに、市町村の規模や行政サービスなど地域の在り方は、地域が自ら決定するという地方自治の考え方が基本にある。</p> <p>また、岩手県における「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」において、行財政基盤の脆弱な小規模町村(おおむね人口1万人未満)について、合理的な根拠があるとは思えず、また、行政コストの効率性を考えるのであれば自治体の面積も重要な要素であり、人口のみを基準として小規模だから行財政能力が脆弱という判断はどうかと考える。市町村合併によって効率的になるのは、ある意味「規模の経済」だけのように思われる。</p> <p>少子高齢化社会の到来によって増大する行政需要とは、保健・福祉医療教育などの人的サービスであり、こうしたサービスは小さな地域ごとに地域特性を生かし、「規模の理論」という観点だけでなく、「地域個性の理論」としても検討していくべきではないかと考える。(平泉町)</p>
	市町村課	合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて、地域での議論を行っていただくため、県は住民が的確に判断できるよう、必要な材料を提供していく。	
		県と市町村の人事交流は、今後とも一層の効果があがるよう取り組んでいく。	

発言者		発言内容(要旨)	市町村からの意見
担当室課		対応の方向等	
市町村への過剰な関与の是正等について			
54	相委	原員	
	市町村課	国や県から市町村への調査ものは、調査結果とその結果がどのように利用されたかを全市町村の共有財産として公開・共有すべき。	
55	熊委	坂員	
	市町村課	現在も県のホームページなどで調査結果を公表し、市町村、県民と共有しているが、関係部局とも連携して、より積極的に公開していく。	
55	熊委	坂員	
	市町村課	通達等による過剰な関与、事実上十分に活用されていない知事等への報告や、国、県で重複する調査等の廃止・簡素化等を行えば、本来の市町村の仕事に労力を使える。(活用方法が不明な報告の例 地方自治法に基づく知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告など。)	
		市町村課	御指摘のとおりであり、法定の事項については、国への制度改正要望を行う。
その他			
56	相委	原員	<p>【 56 について】</p> <p>権限移譲に伴って、市町村では専門的知識・技術を有する職員の不足が大きな課題となっている。</p> <p>その対応として、県では1～2年の職員派遣と人事交流を進めているが、これに加えて、数年後に退職を控えている職員について、本人と市町村の希望に応じて、県を退職して身分を市町村に完全移管するシステムを、市長会や町村会と調整し、検討してはどうか。</p> <p>県職員にとっては、地方公務員として培ってきた知識・技術をふるさとのまちづくりに活かすことにより大きな喜びとなり、市町村にとってはごく少額の退職手当負担で専門的分野の執行と伝承を行うことができ、両者にとって好ましい関係が成立するものと思われる(花巻市)</p>
	市町村課	これからの県と市町村のバランスを考えると、この先、市町村で採用した職員が、県という市町村の連合的な組織の中で働くようになっていくことが必要ではないか。	
57	小笠委	原員	
	市町村課	現在も県への研修派遣制度や地方振興局と市町村との人事交流を実施しているが、市町村の職員が一層広域的な視点で業務を遂行することが重要となっており、さらに人事交流等を充実させていく。	
		市町村課	一関市の住民座談会で住民と議論して感じたのだが、合併前は、廃れるのではないかと心配があったが、地域のことは自分たちで考えていかなければ、行政に頼ってばかりでは駄目だという意欲も育っている。
		市町村課	(参考とさせていただきます。)

本県における分権推進のための課題解決の方向性について【保健福祉部】

発言者 担当室課		発言内容(要旨) 対応の方向等	市町村の意見
後期高齢者医療広域連合に対する県の対応について			
58	稲葉委員 医療国保課	後期高齢者医療広域連合については、県も準備段階では共同で参加したものの、設立後は手を引いたが、むしろ広域連合との関係性を強めた方が実効性があるのではないかと、法の趣旨に則り、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の円滑な施行に向け、後期高齢者医療広域連合が行なう業務に対し必要な助言・支援を行っていく。	【58について】 「必要な助言・支援を行っていく」としているが、医療費の偏在化と超高齢化の深刻な進展を踏まえ、県としては全面的な支援は必要不可欠であるとすべきであること。(遠野市)
地域生活支援事業における県の役割について			
59	小野委員 障害保健福祉課	自立支援法が施行され、地域生活支援事業は市町村事業として行っているが、市町村によってサービス単価が大きく異なる。県には、県の補完的な役割として福祉の最低水準の調整や方向性を示すことを期待している。 ・ 市町村地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟かつ効率的・効果的に実施することとされている。 ・ 実際に、各市町村の実施方法については事業者への委託又は補助形式であったり、また、利用者負担については独自減免を実施したりするなど、市町村の判断により様々な形態をとっていることから、県から一律にサービス単価の基準等を示すことは、県の役割になじみにくい。 ・ 市町村間格差是正の観点から、今後、各市町村の実施形態を把握し、その状況を情報提供したい。	【59について】 市町村地域生活支援事業については、地域の特性等に応じて市町村が柔軟に対応できるものとされている。各種事業がある中で、例えば移動支援事業など法定必須の事業にあっては通常より事業の実施責任が重いとも考えることもでき、都道府県の管内で格差があっては住民の利便性に資するとはいえない場面も想定することができる。そういった観点からは、県が調整することによって、県内の事業所について、利用者誰もがどこの市町村にあっても自由に選択できる、単価がフラットになる、などのメリットも考えられうるし、実際にそういった調整を図った都道府県があることも事実である。 それらが効果を発揮するのは、施行時にあって調整を図った場合と考えられ、法が施行して1年半が経過した今となつては、各市町村がそれぞれ実施しており、市町村によっては近隣市町村との調整については図られていることもあり、これから県内全域での調整を図ることは困難であると思われる。 ただし、県が全県的な調整を図るとすれば、法の抜本的な見直し等により、事業を再構築する必要がある場面においては、機能するものと考えられる。(一関市)

本県における分権推進のための課題解決の方向性について【総務部】

発言者 担当室課		発言内容(要旨) 対応の方向等	市町村の意見
自治体における政策法務の必要性等について			
60	北村委員	<p>「法律に対する条例の上書き権」が地方分権改革推進委員会で議論されている。県としては、委員会の結論を待つことなく、独自の理論にもとづいて、法定事務の地域最適化のための条例を制定すべき。そのためには、きちんとした基本理念を構築し、それを指針なり計画なりで表現し、綿密な調査と周到的な戦略にもとづくシナリオを描く必要がある。これは、試行錯誤で実験的ではあるが、先駆的自治体では、果敢に取り組んでいる。条例については、違法という批判はありうるが、それを克服する理論を踏まえて対応すべき。そのためには、核となる職員の政策法務能力を高めるための投資が必要である。</p>	<p>【60について】 前段部分も含め、市町村職員に対する法務能力を高めるための研修を実施していただきたい。(盛岡市)</p> <p>【62について】 専門性の高い事項への対応については、市町村にとっても懸案事項であり、県で実施している研修について市町村職員の参加も認める等、情報を共有できる環境を確保していただきたい。(盛岡市)</p> <p>【全般について】 住民のニーズは、複雑で多岐にわたっており、様々な問題についてスピーディーに対応をしていかなければならず、市町村の職員には政策法務能力の習得が必要不可欠であることから県が実施する研修に市町村職員が参加できるようにしていただきたい。 また、最近では行政が訴えられるケースが多くなってきている現状から県で蓄積した判例については市町村に、市町村が蓄積した判例については県に、情報提供し情報を共有する仕組みが必要であると考える。(住田町)</p>
	総務室(地域振興部市町村課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、「地方分権改革に伴う条例、規則等の改正指針」(平成11年10月)等を定め、法律で規定する事務も含め、地域最適化のための条例の制定等を進めてきている。</li> <li>また、職員の政策法務能力の向上のため、研修を充実させるとともに、「条例等の整備に関する基準」を含めた「政策法務の手引」を作成中であり、今後更に研修や手引作成等を進めていく。</li> <li>市町村が行う職員の法務能力を高める研修等について、県でも支援していく。</li> </ul>	
61	北村委員	<p>法定事務に関して条例が制定できるようになったことは、第1次分権改革の成果である。しかし、「どのような条例なら可能か」については、よくわからない状態にある。霞が関は、「法律に規定がないかぎり条例はできない」と考える傾向にある。しかし、条例ができないなら、できないという規定が必要である。</p>	
	総務室	<p>県では、法律で規定する事務についても、法律との調整を図りながら、「循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年)」や「動物の愛護及び管理に関する条例(平成17年)」などの条例の制定等を進めてきたところであり、政策法務研修の充実等を図りながら、更にその取組みを進める。</p>	
62	北村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権時代は、法化時代でもある。法科大学院の修了生が激増する今後は、自治体行政実務が批判的運用にさらされる機会が増加する。行政手続法制定(1993年)、行政事件訴訟法改正(2004年)、行政不服審査法改正予定(2008年?)の意義を理解している自治体職員は、ほとんどいない。現在の行政運用を「行政ドック」に入れて診断し、不適切なところは未然防止的に改善しないと、国家賠償訴訟で敗訴し公金が失われ、大変なことになる。</li> <li>公務員が、公務を担当するために必要な知識を習得していない事実を認識している首長は少ない。多くの職員は、道路交通法を知らないタクシー運転手のようなアプナイ状態であることを理解すべき。意識改革できると信じてそのように主張しているのなら、「裸の王様」である。</li> </ul>	
	総務室人事課(地域振興部市町村課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、昨年度から、政策法務研修の一環として、行政手続法や訴訟に関する研修を行い、職員の理解の向上を図っており、今後もこの取組みを進めていく。</li> <li>職員の研修において、行政法、政策法務、行政手続等の講義・演習を取り入れているほか、申請に対する処分状況について、全庁一斉の点検を実施している。</li> <li>今後、新採用職員研修において関係の講義・演習を拡充するほか、改正が見込まれる行政不服審査法の状況を踏まえて必要な研修を実施する。</li> <li>市町村が行う職員の法務能力を高める研修等について、県でも支援していく。</li> </ul>	
その他			
63	小野委員	<p>振興局が縮小する中、残った県の建物を市が有効に使えるような仕組みが必要と考える。</p>	<p>【63について】 県から市町村への権限移譲が進む中、県が財産の貸付又は処分を行う場合において、市町村の利用意向を優先するという方針、仕組みについては、賛成するものです。 これまで、県において財産の処分を予定する場合には、事前に地元の市町村に、情報提供及び利用意向についての照会がありましたが、貸付の予定がある場合においても同様の情報提供をお願いします。(盛岡市)</p>
	管財課	<p>振興局再編に伴い、職員が大幅に減少した庁舎は、近隣の市町村等とも連携し建物を有効活用する。なお、遠野行政センター庁舎では、平成18年度から遠野市に庁舎の一部を貸して有効活用している。</p>	